

☆年に一度は水質検査を☆

～保健所から水質検査勧奨期間のお知らせです～

3階建て以上の建物の多くは、貯水槽と呼ばれるタンクに水を貯めてから各階に給水しています。貯水槽の清掃不足・設備不良が原因で、飲用等に適さない水となることがありますので、貯水槽の衛生を保つためにも定期的な清掃や点検が必要です。

また、定期的に水質検査を受けて、水の状態を把握することも大事です。

勧奨期間内は、割引価格にて水質検査を実施します。

ぜひ、この機会に水質検査を受けてみませんか？

1 対象

中央区内の建物で、貯水槽（水のタンク）に貯めて使用している飲用水道水

2 実施期間

令和7年9月1日（月）～9月30日（火）の土曜日、日曜日、祝日を除く平日

- ・9月1日～9月12日→日本橋、東日本橋、日本橋本石町など町名に「日本橋」が付く地域
- ・9月16日～9月30日→八重洲、京橋、銀座、新富、入船、湊、明石町、築地、八丁堀、新川、佃、月島、勝どき、豊海町、晴海

3 採水時間

午前（9時から11時30分）または午後（1時から3時）

- ・午前または午後のどちらかの時間帯をご指定ください。
- ・時間の指定はご遠慮ください。

4 費用

5,600 円 （結果書送付郵券を含む）

- ・採水時に現金でお支払いください。釣銭のないようお願いします。
- ・通常 6,700 円を上記実施日に限り減額しています。

5 申込方法

ご希望の採水日の一週間前までに、以下の方法でお申し込みください。受付数に限りがあるため、申し込みは予約制です。

（1）勧奨水質検査申込用紙（FAX 送信用）で申し込む方法

太枠の中を記入の上、FAX でお送りください。なお、FAX 受信確認のご連絡はいたしません。

（2）電話で申し込む方法

勧奨水質検査申込用紙（FAX 送信用）の太枠内の項目について、電話でお伝えください。（はじめに「勧奨水質検査の申込み」とお伝えください。）

6 検査項目

水道法に定める水質基準項目のうち 10項目

* 検査項目は亜硝酸態窒素を除く10項目となりますのでご了承ください。

- ①硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 ②塩化物イオン ③有機物（全有機炭素(TOC)の量）
④一般細菌 ⑤大腸菌 ⑥水素イオン濃度(pH値) ⑦臭気 ⑧味 ⑨色度 ⑩濁度

7 その他

- (1) 検査結果は10日から2週間ほどで郵送いたします。
(2) 不適項目があった場合は、電話にてご連絡の上、別途ご相談させていただきます。
(3) 採水および検査は、保健所から委託を受けた者が行います。
(4) 体調が優れない方は、キャンセルをお願いします。

<参考>

貯水槽の清掃、水質検査が不要な「直結給水方式」があります。直結給水方式について詳細を知りたい方は、東京都水道局にお問合せいただくか、またはホームページをご覧ください。

- ・電話→03(5320)6435 （東京都水道局給水部給水課）
- ・ホームページ→<https://www.waterworks.metro.tokyo.lg.jp/kurashi/chokketsu/>
（東京都水道局 直結給水関連ページ）

【問い合わせ先】

中央区保健所 生活衛生課 環境衛生担当
東京都中央区明石町12-1

電 話 03(3541)5938

FAX 03(3546)9554